

議案第109号関連資料
子育て世帯への臨時特別給付金給付事業について

1 目的・趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯を支援する観点から、高校生までの子どもがいる世帯に対し、児童1人当たり10万円相当の給付を行うこととされました。

なお、本給付の支給方法につきましては、年内に5万円の現金支給を行うとともに、来年春の卒業・入学・新学期に向けて、5万円相当のクーポンを基本とした給付を行うこととなっておりますが、国の方針の変更に伴い、現金支給による給付も認められることとなりました。

つきましては、市民のニーズや利便性、給付にかかるコスト、支給時期等を鑑み、クーポンを基本とした給付についても現金給付することとし、対象児童1人当たり10万円を一括で現金給付しようとするものです。

2 事業の概要

項目	内容	
支給方法	(1) 現金給付(先行給付金)	(2) 現金給付(クーポン給付)
対象者	次のいずれかの児童を養育している方に支給する。 ① 令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童 ② 9月30日時点で高校生等(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童 ③ 令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童 ※ ①～③ともに、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯(配偶者及び児童2人を扶養親族等としている場合)は対象外。	左記の対象者と同じ
給付額	児童一人当たり5万円	児童一人当たり5万円
対象件数(見込)	世帯数 30,000世帯 児童数 51,000人	左記の対象者と同じ
支給日	令和3年12月27日 申請が必要となる、児童が高校生以上の世帯等については、申請受付後、速やかに支給します。	令和3年12月27日 左記とあわせて、現金により一括で支給します。
予算	給付金 2,550,000千円 事務費 12,000千円 (議案第108号補正予算に計上)	給付金 2,550,000千円
財源	国庫補助金(10/10)	国庫補助金(10/10)

3 実施スケジュール(予定)

日程	内容
令和3年12月	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ等で広報 対象者へ支給案内を送付 申請受付開始 給付金の支給開始